

議案第 2 号

福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議の専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 23 年 6 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

東日本大震災に伴い福島県富岡町の介護保険被保険者であって本市に避難しているものの要介護認定等の事務を受託するため、福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議を特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成 23 年 5 月 6 日に専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

写

専決第3号

専決処分書

福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成23年5月6日

富津市長 佐久間 清 治

福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約

(委託事務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、福島県富岡町は、介護保険法(平成9年法律第123号)第4章第2節に規定する要介護認定及び要支援認定に関する事務(福島県富岡町の被保険者であって東日本大震災に伴い千葉県富津市に避難しているものに係る事務に限る。以下「委託事務」という。)の管理及び執行を千葉県富津市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、関係法令に定めるもののほか、当該委託事務に関する千葉県富津市の条例、規則、規程等(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、福島県富岡町の負担とし、福島県富岡町長は、千葉県富津市長が指定する期日までにこれを千葉県富津市長に納入するものとする。

2 前項の規定による福島県富岡町の負担すべき経費の額については、千葉県富津市長と福島県富岡町長が協議して定める。

(経理)

第4条 千葉県富津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にするものとする。

(決算の措置)

第5条 千葉県富津市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を福島県富岡町長に通知するものとする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、福島県富岡町長と千葉県富津市長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成23年5月6日から施行する。